

尾張都市計画地区計画の決定（岩倉市決定）

都市計画川井野寄工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称		川井野寄工業団地地区計画				
位 置		岩倉市川井町下田南及び萱野南並びに野寄町中田及び下田の一部				
面 積		約 9.3ha				
地区計画の目標		本地区は、都市計画マスタープランにおいて、将来の産業展開の受け皿として、工業系市街地拡大検討地区と位置付けている。そこで、地区計画を定めることにより、周辺環境に配慮しつつ、本市の産業の活性化を担う新たな産業拠点となる工業団地を形成することを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境との調和に配慮しつつ、交通利便性を活かした良好な工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図る。				
	地区施設の整備方針	優良な工業地として、周辺環境との調和を図るため、外周に緑地を配置し、調整池、道路を適切に計画することで、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の制限、建築物の容積率・建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度の制限を定めることにより優良な工業団地の形成を図るとともに、建築物等の高さの最高限度を定め、周辺環境に配慮した建築物が整備されるよう誘導する。				
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	緑地及び調整池を適切に配置し、周辺環境との調和した良好な工業団地の形成を図る。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路 1 号	10.0m	約 460m	計画図表示のとおり
	緑 地		名 称	面 積		配 置
			緑地 1 号	約 0.69ha		
			緑地 2 号	約 0.23ha		
			緑地 3 号	約 0.04ha		
			緑地 4 号	約 0.07ha		
	公 共 空 地		名 称	面 積	容 量	配 置
			調整池 1 号	約 1.34ha	約 13,000 m ³	計画図表示のとおり

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属するものに限る。）、当該工場に関連する研究開発施設及び物流施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ぬ）項第3号8の3、9、13及び13の2並びに同表（る）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 法別表第2（る）項第2号に掲げるもの ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの 2. 前号の建築物に附属するもの。
	建築物の容積率の最高限度	20/10
	建築物の建蔽率の最高限度	6/10
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m ²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、守衛所、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積が15 m ² 以内である建築物を除く。 1. 緑地1号及び2号に接する道路境界線又は地区計画区域の境界線においては、10m以上とする。 2. 緑地3号に接する水路境界線においては、14.8m以上とする。 3. 緑地4号に接する調整池境界線においては、5 m以上とする。
	建築物等の高さの最高限度	25m

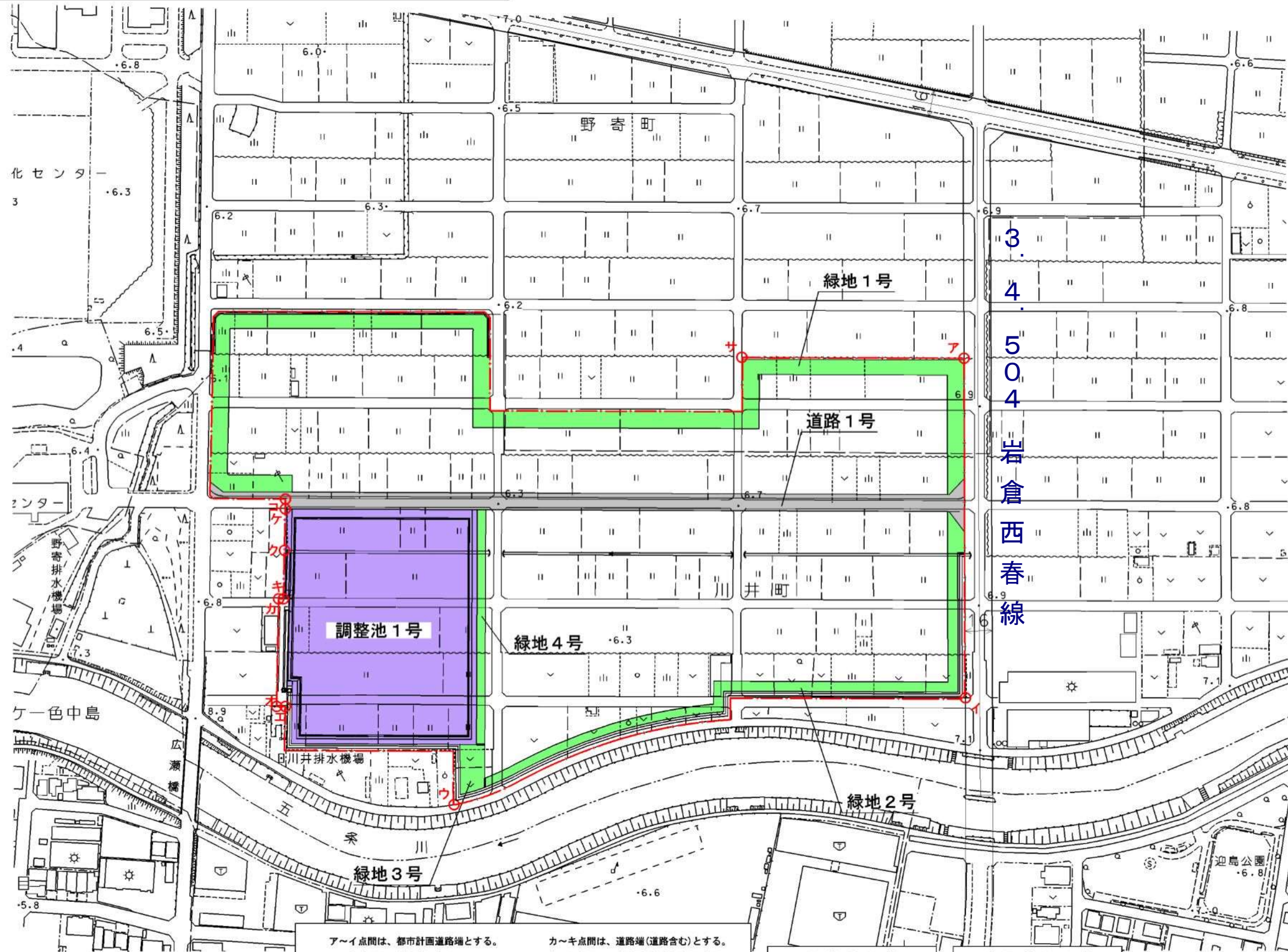
	土地の利用に関する事項	緑地の用途・保全に関する制限	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常災害のため必要な措置として行う行為 2. 除伐、間伐、整枝等樹木の保全のために通常行われる樹木の伐採 3. 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4. 仮植した樹木の伐採 5. 測量、実地調査又は施設の保守など通常の管理行為のための必要最小限やむを得ない樹木の伐採 6. その他市長が認める行為
--	-------------	----------------	---

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

周辺環境との調和を図りつつ、市の産業活性化を担う新たな産業拠点となる工業団地を形成するため、地区計画を定めるものである。

尾張都市計画 川井野寄工業団地地区計画
 計画図 1/2500



ア～イ点間は、都市計画道路端とする。
 イ～ウ点間は、道路端とする。
 ウ～エ点間は、筆界とする。
 エ～オ点間は、道路端とする。
 オ～カ点間は、道路端(道路含む)とする。

カ～キ点間は、道路端(道路含む)とする。
 キ～ク点間は、水路端(水路含む)とする。
 ク～ケ点間は、筆界とする。
 ケ～コ点間は、筆界の見通し線とする。
 コ～サ点間は、道路端とする。
 サ～ア点間は、水路端とする。

区域界凡例	
	その他の場合

地区計画凡例	
	地区計画区域 兼 地区整備計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(緑地)
	地区施設(調整池)

